

平成30年度 事業予定計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

項目	共済目的等 組合員数	農作物共済							
		水 稲				麦			
		一 筆	半相殺	全相殺	品 質	一 筆	半相殺	全相殺	災 害 収 入
区域内の概数	戸 84,359	a 2,440,900				a			
前 年 度 引 受 実 績	71,840	2,318,948	2,658	20	0				
本 年 度 引 受 計 画	71,840	2,301,104	2,643	20	0				
本 年 度 予 定 引 受 率	% 85.2	% 94.4				% 			

< 新制度適用（平成31年産） >

項目	共済目的等 組合員数	農作物共済								
		水 稲				麦				
		一 筆	半相殺	全相殺	品 質	全相殺	半相殺	地 域 インデックス	一 筆	災 害 収 入
区域内の概数	戸 84,359	a				a 26,700				
前 年 度 引 受 実 績	71,840							25,707		
本 年 度 引 受 計 画	71,840							25,927		
本 年 度 予 定 引 受 率	% 85.2	% 				% 97.1				

項目	共済目的等									
	家畜共済									
	成乳牛	育成乳牛	乳用子牛等 (内胎児)	肥育用成牛	肥育用子牛	その他肉用牛成	その他肉用子牛等 (内胎児)	一般馬	種豚	肉豚
区域内の概数	頭 7,016	頭 748	頭 8,003 (7,355)	頭 15,117	頭 1,642	頭 6,280	頭 6,337 (5,222)	頭 0	頭 5,150	頭 58,170
前年度 引受実績	7,078	664	6,001 (5,529)	12,275	1,551	6,079	6,983 (5,760)	0	3,326	29,859
本年度 引受計画	6,276	638	4,800 (4,394)	10,019	1,502	5,193	5,777 (4,807)	0	3,050	27,500
本年度 予定引受率	% 89.5	% 85.3	% 60.0 (59.7)	% 66.3	% 91.5	% 82.7	% 91.2 (92.1)	% 0.0	% 59.2	% 47.3

< 新制度適用（平成31年1月以降に共済責任期間開始。） >

項目	共済目的等										
	死						病傷				
	搾乳牛	育成乳牛 (内胎児)	繁殖用雌牛	育成・肥育牛 (内胎児)	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚
区域内の概数	頭 7,016	頭 8,751 (192)	頭 6,280	頭 23,096 (118)	頭 0	頭 5,150	頭 58,170	頭 8,412	頭 24,154	頭 0	頭 5,150
前年度 引受実績	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0	0
本年度 引受計画	802	333 (29)	1,018	3,201 (20)	0	300	2,750	985	2,354	0	0
本年度 予定引受率	% 11.4	% 3.8 (15.1)	% 16.2	% 13.9 (16.9)	% -	% 5.8	% 4.7	% 11.7	% 9.7	% -	% 0.0

共済目的等 項目	果 樹 共 済								
	収 穫 共 済								
	うんしゅうみかん		なつみかん	指定かんきつ		りんご		ぶどう	
	減収一般	災害収入	減収一般	減収一般	災害収入	減収一般	半相殺特定	減収一般	災害収入
区域内の概数	a 199,000		a 6,560	a 102,310		a 8,300		a 28,200	
前年度 引受実績	3,128	8,312	206	1,743	9,196	298	2,863	1,230	1,778
本年度 引受計画	3,308	8,585	470	1,880	10,495	517	3,140	1,733	1,900
本年度 予定引受率	%		%	%		%		%	
	6.0		7.2	12.1		44.1		12.9	

共済目的等 項目	果 樹 共 済			畑 作 物 共 済		
	収 穫 共 済			大 豆		
	な し					
	減収一般	半相殺特定	樹園地特定	一筆	半相殺	全相殺
区域内の概数	a 14,300			a 56,600		
前年度 引受実績	1,154	0	7,336	24,412	13	1,255
本年度 引受計画	1,295	0	7,490	24,944	0	1,050
本年度 予定引受率	%			%		
	61.4			45.9		

項目	園 芸 施 設 共 済									
	ガ ラ ス 室		プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類
					甲	乙				
区域内の概数	棟 2	棟 70	棟 1	棟 7,768	棟 312	棟 352	棟 80	棟 104	棟 716	棟 48
前年度実績	1	14	0	3,186	75	84	28	48	343	2
本年度計画	1	14	0	3,321	81	89	28	48	385	2
本年度予定引受率	% 50.0	% 20.0	% 0.0	% 42.8	% 26.0	% 25.3	% 35.0	% 46.2	% 53.8	% 4.2

<新制度適用（平成31年1月以降に共済責任期間開始。）>

項目	園 芸 施 設 共 済									
	ガ ラ ス 室		プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス							
	I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類		V 類	VI 類	VII 類
					甲	乙				
区域内の概数	棟 2	棟 70	棟 1	棟 7,768	棟 312	棟 352	棟 80	棟 104	棟 716	棟 48
前年度実績	0	0	0	391	6	5	0	1	4	4
本年度計画	0	0	0	408	6	5	0	1	4	4
本年度予定引受率	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 5.3	% 1.9	% 1.4	% 0.0	% 1.0	% 0.6	% 8.3

共済目的等 項目	任意共済	
	農家建物	農機具
区域内の概数	棟 188,500	台 113,300
前年度 引受実績	110,382	9,904
本年度 引受計画	110,410	9,937
本年度 予定引受率	% 58.6	% 8.8

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付(納入) 保 険 料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C					
農 作 物	水 稻	一 筆	2,301,104 a 82,393,248 kg	2,318,948 a 83,019,745 kg	千円 14,294,120	千円 45,929	千円 22,959	千円 22,970	千円 143	千円 22,816	千円 45,786		
		半 相 殺	2,643 a 107,820 kg	2,658 a 108,428 kg	18,244	80	40	40	3	37	77		
		全 相 殺	20 a 883 kg	20 a 883 kg	158	2	1	1	0	1	2		
		品 質	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0		
	麦	一 筆	a kg	a kg									
		半 相 殺	a kg	a kg									
		全 相 殺	a kg	a kg									
		災 害 収 入	a kg	a kg									
	計		2,303,767 a 82,501,951 kg	2,321,626 a 83,129,056 kg	14,312,522	46,011	23,000	23,011	146	22,854	45,865		
	家 畜	成 乳 牛	6,276 頭	7,078 頭	1,163,586	243,262	113,486	129,776	68,780	44,706	68,769		
		育 成 乳 牛	638 頭	664 頭	71,520	4,104	1,981	2,123	710	1,271	709		
		乳 用 子 牛 等 (内胎児)	4,800 頭 (4,394)	6,001 頭 (5,529)	183,511	22,720	10,993	11,727	8,212	2,781	8,210		
肥 育 用 成 牛		10,019 頭	12,275 頭	1,864,631	39,485	19,170	20,315	14,450	4,720	14,431			
肥 育 用 子 牛		1,502 頭	1,551 頭	96,934	11,309	5,607	5,702	3,489	2,118	3,488			
そ の 他 の 肉 用 成 牛		5,193 頭	6,079 頭	1,364,180	71,220	31,859	39,361	13,001	18,858	12,988			
そ の 他 の 肉 用 子 牛 等 (内胎児)		5,777 頭 (4,807)	6,983 頭 (5,760)	477,471	35,546	16,967	18,579	9,934	7,033	9,929			
一 般 馬		0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0			
種 豚		3,050 頭	3,326 頭	156,020	8,251	3,132	5,119	3,622	△ 490	3,620			
肉 豚		27,500 頭	29,859 頭	268,820	45,823	18,329	27,494	22,913	△ 4,584	22,910			
計		64,755 頭	73,816 頭	5,646,673	481,720	221,524	260,196	145,111	76,413	145,054			

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付(納入) 保 険 料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
果	うんしゅん みか	減取一般	3,308 ^a	3,128 ^a	千円 28,739	千円 1,200	千円 600	千円 600	千円 725	千円 △ 125	千円 475	
		災害収入	8,585 ^a	8,312 ^a	148,511	5,940	2,970	2,970	3,609	△ 639	2,331	
	なつみかん	減取一般	470 ^a	206 ^a	4,688	112	56	56	60	△ 4	52	
		指定かんきつ	1,880 ^a	1,743 ^a	32,637	807	403	404	206	197	601	
	りんご	減取一般	517 ^a	298 ^a	21,383	1,256	628	628	1,059	△ 431	197	
		半相殺特定	3,140 ^a	2,863 ^a	169,028	6,127	3,063	3,064	4,716	△ 1,653	1,411	
	ぶどう	減取一般	1,733 ^a	1,230 ^a	153,443	2,259	1,129	1,130	1,243	△ 114	1,016	
		災害収入	1,900 ^a	1,778 ^a	193,874	2,152	1,076	1,076	1,396	△ 320	756	
	なし	減取一般	1,295 ^a	1,154 ^a	46,203	3,110	1,555	1,555	2,620	△ 1,065	490	
		半相殺特定	0 ^a	0 ^a	0	0	0	0	0	0	0	
		樹園地特定	7,490 ^a	7,336 ^a	313,093	10,822	5,411	5,411	8,172	△ 2,761	2,650	
	計		40,813 ^a	37,244 ^a	1,402,340	40,181	20,089	20,092	25,115	△ 5,026	15,066	
畑作物	大豆	一 筆	24,944 ^a	24,412 ^a								
			195,323 ^{kg}	190,828 ^{kg}	32,401	1,979	1,090	889	388	702	1,591	
		半 相 殺	0 ^a	13 ^a								
			0 ^{kg}	104 ^{kg}	0	0	0	0	0	0	0	
	全 相 殺	1,050 ^a	1,255 ^a									
	16,800 ^{kg}	18,272 ^{kg}	4,973	383	211	172	196	15	187			
計		25,994 ^a	25,680 ^a									
		212,123 ^{kg}	209,204 ^{kg}	37,374	2,362	1,301	1,061	584	717	1,778		

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付(納入) 保 険 料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C						
園 芸 施 設	ガラス室	I 類		1 棟	1 棟	千円 1,630	千円 4	千円 2	千円 2	千円 1	千円 1	千円 3	
		II 類		14 棟	14 棟	46,100	30	15	15	3	12	27	
	プラスチックハウス	I 類		0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類		3,321 棟	3,186 棟	1,244,997	25,442	12,531	12,911	5,171	7,360	20,271	
		III 類		81 棟	75 棟	139,339	1,652	825	827	149	676	1,503	
		IV 類	甲	89 棟	84 棟	126,540	1,096	541	555	154	387	942	
			乙	28 棟	28 棟	37,657	137	68	69	10	58	127	
		V 類		48 棟	48 棟	191,557	460	230	230	28	202	432	
		VI 類		385 棟	343 棟	67,804	1,668	833	835	451	382	1,217	
	VII 類		2 棟	2 棟	1,045	78	39	39	26	13	52		
計		3,969 棟	3,781 棟	1,856,669	30,567	15,084	15,483	5,993	9,091	24,574			
合 計				23,255,578	600,841	280,998	319,843	176,949	104,049	232,337			

<新制度適用>

共済目的等		項目	引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付(納入) 保 険 料 E=B-D	手持共済掛金	備 考
			本年度予定	前年度実績		総 額 A	国庫負担金 B	農家負担金 C				
農 作 物	水 稻	一 筆	a kg	a kg	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		半 相 殺	a kg	a kg								
		全 相 殺	a kg	a kg								
		品 質	a kg	a kg								
	麦	全 相 殺	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0
		半 相 殺	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0
		地 域 インデックス	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0
		一 筆	25,927 a 342,249 kg	25,707 a 340,330 kg	7,422	487	256	231	53	203	434	
		災 害 収 入	0 a 0 kg	0 a 0 kg	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		25,927 a 342,249 kg	25,707 a 340,330 kg	7,422	487	256	231	53	203	434	
家 畜	死	搾 乳 牛	802 頭	0 頭	168,188	16,409	8,204	8,205	1	8,203	16,408	
		育 成 乳 牛 (内胎児)	333 頭 (29)	0 頭 (0)	52,046	3,685	1,842	1,843	1	1,841	3,684	
		繁 殖 用 雌 牛	1,018 頭	0 頭	210,715	2,385	1,192	1,193	1	1,191	2,384	
		育 成・肥 育 牛 (内胎児)	3,201 頭 (20)	0 頭 (0)	742,005	4,293	2,146	2,147	1	2,145	4,292	
	廃	育 成・肥 育 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0	
		種 豚	300 頭	0 頭	19,500	14	5	9	0	5	14	
		肉 豚	2,750 頭	0 頭	20,440	3,439	1,375	2,064	1	1,374	3,438	
		計	8,404 頭	0 頭	1,212,894	30,225	14,764	15,461	5	14,759	30,220	
病 傷	乳 用 牛	985 頭	0 頭	183,697	21,527	10,763	10,764	1	10,762	21,526		
	肉 用 牛	2,354 頭	0 頭	370,946	14,298	7,149	7,149	1	7,148	14,297		
	一 般 馬	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
	種 豚	0 頭	0 頭	0	0	0	0	0	0	0		
	計	3,339 頭	0 頭	554,643	35,825	17,912	17,913	2	17,910	35,823		

共済目的等		項目		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保 険 料 D	交付(納入) 保 険 料 E=B-D	手持共済掛金	備 考	
		本年度予定	前年度実績	総 額 A	国庫負担金 B		農家負担金 C							
園 芸 施 設	ガラス室	I 類		0 棟	0 棟	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0		
		II 類		0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	0	
	プラスチックハウス	I 類		0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	0	
		II 類		408 棟	391 棟	152,791	3,126	1,540	1,586	635	905	2,491		
		III 類		6 棟	6 棟	10,321	122	61	61	11	50	111		
		IV 類	甲	5 棟	5 棟	7,109	62	30	32	9	21	53		
			乙	0 棟	0 棟	0	0	0	0	0	0	0	0	
		V 類		1 棟	1 棟	3,991	10	5	5	1	4	9		
		VI 類		4 棟	4 棟	704	17	8	9	4	4	13		
	VII 類		4 棟	4 棟	2,091	156	78	78	52	26	104			
計		428 棟	411 棟	177,007	3,493	1,722	1,771	712	1,010	2,781				
合 計				1,951,966	70,030	34,654	35,376	772	33,882	69,258				

(2) 任意共済事業の規模

共済目的		引 受		共 済 金 額	共 済 掛 金 、 賦 課 金			再共済掛金 B	再共済手数料 C	手持共済掛金 D= A-(B-C)	備 考
		本年度予定	前年度実績		総 額	共済掛金 A	事務費賦課金				
建 物	総合	18,730 棟	18,717 棟	千円 125,958,000	千円 363,015	千円 250,898	千円 112,117	千円 108,904	千円 32,671	千円 174,665	
	火災	91,680 棟	91,665 棟	1,142,832,000	869,007	478,590	390,417	260,702	105,584	323,472	
	計	110,410 棟	110,382 棟	1,268,790,000	1,232,022	729,488	502,534	369,606	138,255	498,137	
農 機 具	総合	9,040 台	9,025 台	18,542,000	85,120	57,087	28,033	-	-	61,727	
	火災	890 台	871 台	967,000	1,685	1,104	581				
	更新	7 台	8 台	22,190	3,604	3,536	68				
	計	9,937 台	9,904 台	19,531,190	90,409	61,727	28,682				
合 計			1,288,321,190	1,322,431	791,215	531,216	369,606	138,255	559,864		
再 共 済 割 合 30 %					再共済手数料率			総合	30.00%		
								火災	40.50%		

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

- ① 地域農業再生協議会等の関係団体や関係機関と連携を図り、水稻共済細目書異動申告票と水稻生産実施計画書等の一体化処理を行い、緊密な情報共有により作付状況を正確に把握し、適正な引受けに努める。
- ② 一体化用紙配布時に、仕組みや補償内容を掲載したパンフレットを配布し、制度内容の周知を図るとともに、任意加入の対象者についても積極的な加入推進に努める。
- ③ 飼料用米等の多収性専用品種については、作付動向等を把握し、適正な引受けに努める。
- ④ 麦については、水稻共済細目書異動申告票の確認と関係機関やJA等の関係団体からの情報提供を基に、作付計画の早期把握に努め、戸別訪問による制度の周知と加入意思の確認を行う。
- ⑤ 作付現地確認結果と併せて、過去の被害状況等を反映した基準収穫量を設定し、適正な引受けに努める。
- ⑥ 共済掛金等の納入については、共済委員会議や広報紙を通じて、払込期限内の納入及び口座振替納入への移行について周知徹底を図る。また、未納者に対しては、役職員の戸別訪問により、丁寧な制度の主旨等の説明を行い、理解を求め、未収共済掛金等の徴収に努める。
- ⑦ 組合員ごとの被害の発生状況に応じた共済掛金となるよう、危険段階別基準共済掛金率を導入する。

(2) 家畜共済

- ① 引受時の制度説明を徹底して、農家ニーズに即した制度の選択と農家の経営実態に応じた共済金額の選択により補償の充実を図る。
- ② 引受時の個体確認を徹底し、評価基準を遵守した適正な引受けを行う。
- ③ 加入者から家畜の異動通知が遅滞なく行われるよう周知に努める。
- ④ 関係団体等と連携を強化し、加入資格を有する農業者の把握に努めるとともに、未加入者に対しては、戸別訪問等を通じて制度の周知と理解を図り、加入方式の選択等経営実態に即した提案型推進を積極的に行う。
- ⑤ 組合員ごとの共済事故の状況に応じた共済掛金となるよう、全ての共済目的について基準共済掛金率を導入する。

【家畜診療所の運営】

- ① 地域の畜産関係団体等及び関係獣医師との連携を図り、畜産農家の経営の安

定と畜産業の発展に貢献する。

- ② 診療カルテの電子化等による診療業務の効率化と、経費の節減に努めるなど、家畜診療所の健全で安定した運営に努めるとともに、農家訪問等を定期的に行い、未収診療収入等未収金の解消を図る。
- ③ 畜産経営に必要な診療履歴等の情報を農家に提供し、安全・安心な畜産物の生産に寄与する。
- ④ 高度な獣医療が提供できるように、高度医療機器の更新を計画的に行い、診療体制の維持強化に努める。また、高度な家畜診療技術の習得のため全国で開催される家畜診療技術研修会等へ積極的に参加する。

(3) 果樹共済

- ① 市町・J A及び生産者団体等を構成員とする果樹共済事業推進協議会を開催し、制度の普及啓発と事業推進への協力を求めるとともに、各地区の生産組合及びJ A主催の生産講座会議等に積極的に参加し、引受拡大を図る。
- ② 関係機関、J A及び生産者団体等の協力を得て有資格農家の栽培面積を調査し、未加入者の資源及び栽培実態の把握に努めるとともに、有資格農家への制度内容の周知と加入の意思確認を行い、引受拡大を図る。
- ③ 栽培面積、植栽本数等の栽培実態を把握するため、GPS（衛星利用システム）を活用し、植栽図の整備を効率的に行い加入推進に努める。
- ④ 組合員ごとの被害の発生状況に応じた共済掛金となるよう、危険段階別基準共済掛金率の適正な設定を図る。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、事前通知を行い納入期日の周知を図り、口座振替納入を原則として払込期限内徴収に努める。

(4) 畑作物共済

- ① 関係機関やJ A等の関係団体と連携を図り、水稻共済細目書異動申告票等の関係書類を基に有資格農家の把握に努める。また、未加入者を含めた生産販売農家及び集落営農法人等に対して戸別訪問等を行い、制度の仕組みや補償内容の周知と加入意思の確認を行い、引受拡大に努める。
- ② 加入申込書に記載されている全耕地の現地確認を行い、栽培の実態を把握するとともに、過去の被害状況等を反映した基準収穫量を設定し、適正な引受けに努める。
- ③ 組合員ごとの被害の発生状況に応じた共済掛金となるよう、全ての共済目的に危険段階別基準共済掛金率を導入する。
- ④ 共済掛金等の納入については、事前通知を行い納入期日の周知を図り、口座

振替納入を原則として払込期限内徴収に努める。

(5) 園芸施設共済

- ① 関係機関、J A等の協力を得て新規就農者と新設棟を調査するとともに、各地区の生産組合等の会議に積極的に参加し、制度内容の周知を図り、新規引受に取り組む。
- ② 有資格農家への戸別訪問を徹底し、資源台帳の整備及び更新を図るとともに、園芸施設共済の制度説明と加入意思の確認を行う。
- ③ 被覆材価額及び被覆経過割合の見直し等により補償が拡充された制度内容について、戸別訪問等による農家への丁寧な制度説明を行い、加入推進及び引受拡大に努める。
- ④ 組合員ごとに被害の発生状況に応じた共済掛金となるよう、危険段階別基準共済掛金率を導入する。
- ⑤ 共済掛金等の納入については、事前通知を行い納入期日の周知を図り、口座振替納入を原則として払込期限内徴収に努める。

(6) 任意共済

- ① 農作物共済等の制度共済加入者で建物共済未加入農家へ、資料提供や戸別訪問による加入推進を行う。
- ② 継続期間が延長された自動継続特約を推進して、複数年継続加入率の向上を図り、引受共済金額の確保や他保険等への移行を抑制する。
- ③ 建物総合共済の加入限度額及び地震等損害補償割合が引上げられたことを周知し、加入推進を行う。
- ④ 落雷事故に対する補償の充実を図るため、家具類への加入を提案・推進する。
- ⑤ 「臨時費用担保特約」など、拡充された特約の付帯による提案型推進を行い、補償の充実を図る。
- ⑥ 農機具の引受けについて、新規購入の場合は加入額を新調達価額とする推進を行い、補償の充実を図るとともに、中古で購入された農機具の加入推進を行う。
- ⑦ 加入推進時に、制度の仕組みや内容、支払の対象となる事故、並びに加入者の告知義務等について、加入者へ丁寧でわかりやすい説明を行う。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

- ① 見回り調査を実施し、関係機関やJ A等の関係団体と連携を図りながら被害

発生状況の早期把握に努め、適期に漏れなく被害申告が行われるよう、組合員への周知徹底を図るとともに、適正な評価体制を整え、適期の損害評価を実施する。

- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法及び評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ③ 高温障害による登熟不良等被害の発生見込みを早期に把握するため、生産者・関係機関・関係団体との情報共有に努め、かつ収穫前判定システムの適切な運用を行い、危険情報が出た場合は、関係機関や関係団体と連携して早期に組合員へ周知する。
- ④ 被害申告のあった組合員に対して、損害評価結果について共済金算出基礎等とともに通知し、十分な理解を得るよう努める。

(2) 家畜共済

- ① 死産事故発生時の事故家畜の個体確認及び飼養頭数の現地確認を徹底し、適正な損害評価に努める。
- ② 免責基準を遵守し、適正な損害評価を行うとともに、迅速な共済金の支払に努める。

(3) 果樹共済

- ① 被害発生の都度速やかに見回り調査を行い、関係機関等と連携し被害状況の早期把握に努め、組合員に対し適期に漏れなく被害申告が行われるよう周知徹底を図る。
- ② 台風等の大災害の発生に備えるため損害評価体制を整備し、組合員からの被害申告に基づき、迅速かつ適正な損害評価に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図り、評価技術の向上に努める。
- ④ 被害申告のあった組合員に対して、損害評価結果について共済金算出基礎等とともに通知し、十分な理解を得るよう努める。

(4) 畑作物共済

- ① 定期的な見回り調査に加え、被害発生の都度速やかに見回り調査を実施することにより、生育状況及び被害状況を早期に把握し、適期に漏れなく被害申告が行われるよう組合員への周知徹底を図る。
- ② 損害評価員等を対象に損害評価現地研修会を開催し、評価方法、評価眼の統一を図り、適正公平な損害評価の実施に努める。また、共済事故以外の原因による減収等については、分割評価基準の的確な適用を徹底する。
- ③ 被害申告のあった組合員に対して、損害評価結果について共済金算出基礎等

とともに通知し、十分な理解を得るよう努める。

(5) 園芸施設共済

- ① 事故発生通知が加入者から遅滞なく行われるよう、農家訪問時及び組合広報紙を活用し周知するとともに、被害が広範囲に発生した場合は、関係機関と連携を図り、見回り調査を迅速に行い、被害状況を的確に把握する。
- ② 共済事故発生時には、迅速かつ適正な現地損害評価が行える体制を整えるとともに、適正な損害評価と説明責任を果たし、共済金の早期支払いに努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価技術の向上及び損害評価事務の適正化を図るとともに、大災害に備えた損害評価体制の整備を図る。

(6) 任意共済

- ① 罹災時の事故発生通知が、加入者から速やかに行われるよう、共済委員会議で周知を行うとともに、落雷・積雪のシーズンや農繁期前には組合広報紙等を活用し周知を図る。
- ② 職員の損害評価技術の向上のため、損害評価研修会、事務講習会を開催してスキルの向上を図るとともに、加入者への制度・仕組みの説明力を高める。また、地震等の大規模自然災害に備えて開催される、建物共済地区別損害評価技術研修会に出席して一層の知識・技術向上を図る。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を排除するとともに、原因不明、不審火などモラルリスクに関わる可能性のあるものに適切に対応するため、関係機関・団体と連携を強化し、適正な共済金の支払に努める。

5 損害防止事業の実施計画

(1) 農作物共済・果樹共済・畑作物共済

- ① 獣害対策として、農作物共済・果樹共済加入者を対象に捕獲柵の新規設置や侵入防止施設資材の新規購入に対して、その費用の一部を助成する。また、防護対策情報の提供や侵入防止資材として「防護ネット（使用済のり網）」を斡旋する。
- ② 常緑果樹の病虫害対策として、防除薬剤費の一部助成を行うとともに、落葉果樹の損害防止対策として、資材の配布を行う。
- ③ 野生鳥獣被害対策協議会等へ参画し、市町等関係機関と情報共有を図り、一体となって効果的な鳥獣被害対策に努める。また、鳥獣被害対策アドバイザー等の人材を育成し、習得した知識を農家訪問時や損害評価員会議等で広めるとともに、相談や問い合わせがあれば農家へ適切なアドバイス等ができるように

スキルアップや体制づくりに取り組み、農家自身による獣害対策の効果向上の支援に努める。

(2) 家畜共済

- ① 特定損害防止事業を効果的に実施し、事故発生の未然防止を図る。
- ② 家畜共済畜舎消毒事業、家畜共済削蹄助成事業及び家畜共済事故低減指導事業並びに家畜共済金属異物性疾患予防事業を行い、事故の低減を図る。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方法

① 理事会の開催

理事会運営規則に基づき毎四半期各1回、また必要に応じて随時開催し、組合運営上の主要事項及び事業の実施方策等を審議決定する。

また、理事会委員会運営規則に基づき、組合の業務及び事業に関する特定の案件について検討するため、総務委員会及び事業委員会を必要に応じて開催する。

② 監事会の開催

監事会は監査の方針等を協議するため、原則として年2回、また必要に応じて開催する。監事監査規則に基づく監査の実施により、適正な業務執行と組合運営の健全化を図る。

③ 内部管理態勢の整備

監事監査に加え、内部監査規程に基づく定期監査は、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として全部署を対象に年2回実施するとともに、内部監査の実効性を確保する観点から、必要に応じて臨時監査を実施する。

④ コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンス・プログラムの確実な実施により、内部管理態勢の充実・強化を図る。また、共済掛金等の口座振替の推進を図る。

(2) 共済委員等の設置及び職務

- ① 集落ごとに共済委員を委嘱し、組合員と組合の連絡業務及び事業推進等の協力を依頼する。

- ② 共済委員の推薦により、NOSA I 部長を選出し、支所又は地域ごとにNOSA I 部長会を設置する。NOSA I 部長会は、組合運営の協力機関として、共済委員と組合の接点強化を図り、制度の普及、補償の充実に努める。

(3) 「収入保険制度」の推進

- ① 収入保険制度の実施に向け、事業部に収入保険課を設置するとともに、各支所等の事務分掌を改め、本格実施に向けた組織整備をする。
- ② 関係機関等と連携して、協力を得ながら農業者等の会議、研修会での制度内容や手続き方法について説明等を行うとともに、組合広報紙やホームページなど組合の広報媒体を最大限活用して、収入保険制度の周知を図る。
- ③ 収入保険制度推進のため、各共済事業の加入申込書に青色申告を実施しているかについて記入欄を設け、青色申告者の把握をするとともに、関係機関等と連携し、協力を得ながら、青色申告への移行相談や制度の普及推進の取組みを継続的に行う。
- ④ 加入対象者となる農業者等に対して、戸別訪問を基本に、それぞれの経営実態に応じた保険料の試算や、類似制度との比較ができる加入シミュレーションを専用タブレットで示すなどして、加入に向けた説明を行うとともに、収入保険制度のメリットについてわかりやすい説明と加入意向の把握に努め、積極的に加入推進を行う。
- ⑤ 農業者に対して情報提供及び周知を図るため、昨年度設置した「収入保険制度推進委員」を、平成 30 年度においても支所等に置き、制度の普及推進の取組みを行う。
- ⑥ 農業者、農業法人等からの問い合わせや相談に、迅速・的確な対応ができる体制を整え、収入保険制度の周知と普及推進に取り組む。

(4) 職制及び職員の配置計画

参事統轄のもと、農家組合員のニーズに応えるとともに事業計画達成のため、職員の適正配置により円滑な事業運営に努める。

機構体制として次表のとおり、本所は、監査室、総務部、家畜部と、事業部はこれまでの農産課、果樹園芸課、任意課の 3 課を農産園芸課、果樹任意課の 2 課に再編し、新たに収入保険課を設置して 3 課体制の 1 室 3 部 7 課とし、支所等については 6 支所 2 出張所 1 連絡所、家畜臨床研修所並びに 5 家畜診療所とする。

本 所	人数	支所等	人数	家畜診療所等	人数
参事	1 人	広島支所	11 人	家畜臨床研修所	3 人
監査室	3 人	廿日市出張所	6 人	東広島家畜診療所	3 人
総務部長	1 人	北広島支所	20 人	北広島家畜診療所	9 人
総務課	6 人	東広島支所	14 人	府中家畜診療所	8 人
経理課	4 人	安芸津出張所	7 人	庄原家畜診療所	7 人
企画情報課	9 人	江田島連絡所	2 人	三次家畜診療所	3 人
事業部長	1 人	世羅支所	22 人		
農産園芸課	7 人	福山支所	15 人		
果樹任意課	7 人	三次支所	27 人		
収入保険課	3 人				
家畜部長	1 人				
家畜課	5 人				
計	48 人	計	124 人	計	33 人

(5) 「安心の未来」拡充運動の推進

「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向けて、農業共済制度と収入保険制度を総合的に推進し、農業経営のセーフティネットを確実に広げていく取組みを積極的に展開する。

(6) 役職員研修等の体制及び計画

広島県農業共済組合研修基金研修計画に基づき、役職員の資質向上及びコンプライアンスを重視した各種研修会等を開催し、関係法令等の専門的知識の習得と倫理意識の高揚に努める。

また、NOSA I 協会等が主催する研修会等へ職員を計画的に参加させ、人材育成の強化を図る。

7 広報関係

(1) 組合広報紙を年5回発行し、組合情報や事業内容等の情報提供を行い、制度の普及・定着に努める。また、ホームページを最大限活用し、情報開示と説明責任を果たし透明性を確保するとともに、組合や制度に対する意見・要望を聴くため、ホームページの改修をするなど、広聴機能の強化を図る。

(2) 基礎組織の未購読者に対して、面談・訪問・共済委員会議等あらゆる機会をとらえて、農業共済新聞の普及拡大に努める。

- (3) 広報委員会議を定期的で開催し、制度内容等を効果的にPRするための広報推進体制の強化を図る。

8 事務機械化関係

- (1) セキュリティポリシーに基づき、NOSA Iで扱う情報やこれらを管理する機器等の情報資産に対する安全対策の推進と適正な安全管理に努める。
- (2) 情報セキュリティの重要性について、研修会等を通じ、職員の共通認識の徹底を図る。
- (3) 事務処理の効率化を図るため、システムの安定稼動と統一した補助システムを再構築する。
- (4) 情報等に係る安全の保持及び運用管理の効率化を図るため、サポート業者と協力し、SBCシステムの保守・管理に努める。
- (5) グループウェアを有効活用し、各部署及び支所間の情報共有と管理業務の効率化、合理化を図る。
- (6) 通信・事務機器の整備と計画的な更新に基づく、ネットワークの効率的な運用に努める。
- (7) 収入保険制度の導入と農業共済制度の見直しに、円滑に対応できる環境及び体制の整備を進める。

9 損害防止事業実施要領

- (1) 損害防止事業助成金交付要領
- (2) 家畜共済事故低減指導事業実施要領
- (3) 家畜共済金属異物性疾患予防事業実施要領
- (4) 家畜共済削蹄助成金交付要領
- (5) 家畜共済畜舎消毒事業実施要領
- (6) 果樹共済損害防止事業助成金等交付要領

10 事業奨励要領

- (1) 任意共済事業推進奨励金交付要領

11 予算統制の方策

事業計画の完全実施及び余裕金運用の基本方針に基づく、余裕金の安全かつ確実な運用により収入の確保に努める。また、予算執行にあたっては、定期的に予算執行状況の検証を行い、業務運営の合理化、効率化を図り徹底した業務経費の抑制に努め、支出計画に基づき適正に執行する。